

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第65号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年2月9日 07時00分ごろ	
発生場所	山口県三田尻中関港築地東防波堤南灯台から真方位325° 3,060m 付近 (概位 北緯34° 02.4′ 東経131° 35.5′)	
事故等調査の経過	平成21年4月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第一〇八金栄丸、170トン 135484、株式会社有明商事</p> <p>B バージ 第一〇八金栄丸、約4,058トン なし、株式会社有明商事</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、五級海技士（航海）</p> <p>B なし</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 舵脱落</p> <p>B なし</p>	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、最大喫水が約5.7mで、海砂約3,000m ³ を積載したB船を船首に結合して押し、三田尻中関港三田尻の築地4号物揚場岸壁に着岸作業中、平成21年2月9日07時00分ごろ、A船の船尾が岸壁前面の、水深約4.0mの海底に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 ほとんどなし</p> <p>海象：高潮時は09時01分</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、着岸作業中、余裕水深の確認を行わなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、接岸予定岸壁前面の水深が浅いことは知っていたが、満潮時前後に入港すれば着岸できると判断し、積載量を調整するなどして、余裕を持った喫水で着岸しなかったものと考えられる。</p> <p>海上保安庁刊行の潮汐表によれば、事故発生時の潮高は約236cmで、計算上は余裕水深があることとなるが、船長の喫水計測値に誤差があった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、A船がB船を押し、三田尻中関港において着岸作業中、余裕水深の確認を行わなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

